

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

（趣旨）

第 1 条

神奈川県（以下「甲」という。）と社会福祉法人横浜市福祉サービス協会（以下「乙」という。）とは、神奈川県内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第 2 条

この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（福祉用具等物資供給の協力要請）

第 3 条

災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。また甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

（福祉用具等物資供給の協力実施）

第 4 条

乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（福祉用具等物資の内容）

第 5 条

甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は甲乙協議の上、予め別表に定

めておくものとする。

- 2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

(福祉用具等物資供給の要請手続)

第6条

甲の乙に対する要請手続きは、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

(引渡し)

第7条

福祉用具等物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

(福祉用具等物資の適合確認)

第8条

福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要援護者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

(福祉用具等物資の運搬)

第9条

福祉用具等物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

(配慮事項)

第10条

甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものと

する。

また、物資を避難所へ搬入するにあたり感染症対策の観点から、乙は一般的な対策（マスクの着用、消毒液の使用等）を講じるものとするが、甲は避難所を管理する立場から避難所全体の感染症対策に配慮するものとし、乙に対しても必要に応じて適切な指示を行うものとする。

（損害の負担）

第 1 1 条

本協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

（費用）

第 1 2 条

第 3 条及び第 9 条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前 2 項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から 3 0 日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

（情報連絡体制の確認）

第 1 3 条

甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年 4 月 3 0 日までに同月 1 日の担当者を別紙様式「災害時における福祉用具等の供給に関する連絡責任者」に準じて報告するものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第 1 4 条

乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものと

する。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(有効期間)

第15条

この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第16条

本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和8年10月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 神奈川県横浜市西区桜木町6丁目31番地

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会

理事長 池戸 淳子

別表（第5条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、 特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止 用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、 歩行補助杖、移動用リフト 等
------------	---